

## 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(案)に対する 意見募集の結果(パブリックコメントに対する県の考え方)

- 御意見に対する県の考え方を記述しています。
- 同様な趣旨の御意見につきましては、適宜集約させて頂き、一括して県の考え方を記述しました。
- 御意見の文中、個人名、機関名等が特定されると思われる記述については、適宜、省略、要約等を行っておりますので、御了承ください。

# < 目次 >

	ページ
「はじめに」に関する御意見	1
「1. 発達障害の定義について」に関する御意見	1
「2. 発達障害者支援体制整備委員会について」に関する御意見	2
「3. 発達障害者支援センターの位置づけについて」に関する御意見	2
「4. 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画」に関する御意見	3
「(別表)に関する御意見」	4
計画全体に関する御意見	15

P1.はじめに 7～12行

発達障害児（者）の早期発見のための取り組みとしては、乳幼児健診や保育所等の集団生活の中での支援員等による気づきがある。平成19年度の乳幼児健診における精神発達面有所見率は、1歳半健診が2.1%、3歳児健診が3.6%となっており、また、学齢期では3.4%の児童生徒が特別支援を必要としているとの結果が関係機関の調査により示されているところであるが、これらの数値については、今後発達障害児の発達特徴の理解が進むにつれて支援を要する児童の数変動する可能性がある。

意見の概要	意見に対する考え方
ここにあげられている数値は、沖縄県の数値だが、全国的な数値と比べてどうなのか示す必要があるのではないか。健診の先進的な地域では、それぞれ1歳半健診30%、3歳児健診14～20%という数値が出ている。沖縄県だけが極端に発達障害が疑われるお子さんの発生率が低いのか、健診が機能していないのか、その検証が必要だと考えられる。	乳幼児健診における精神発達面有所見率は、言葉、多動、自閉的傾向、精神発達遅滞等として、健診の場で医師による判断として出された数値です。市町村においては、「気になる子」のフォロー台帳を作成するなどして、独自の基準に基づいてフォローしている実態があります。「気になる子」の定義は明確に示されたものがないため、全国的に比較するデータはありませんが、今後、市町村において、医師の判断も含めて健診後にフォローしている乳幼児の実態を把握できる仕組みを検討します。
あげられている数値は全国のものか、沖縄県の数値なのか。沖縄県であった場合、この数値は誤りであるので訂正が必要。この数値は福祉、保健医療面からでてきている数値ではない。この部分を削除してはどうか。	数値は、県内の市町村が実施している乳幼児健診の場における医師の総合判定の結果、言葉の遅れ、多動、自閉傾向、精神発達遅滞等と判断された子の割合です。
市町村の乳幼児健診有所見率は、医師の総合判断によるものだが、それとは別に、保健師が「気になる子」の台帳を作っており、フォロー率ももっと高い。正しい事態の把握が必要ではないか。	市町村によっては、健診後に保健師が気になる子についてフォロー台帳を作成し、支援していることは承知しています。今後、標準化したフォローの基準に基づいて、実態を把握する仕組みを検討します。
「精神発達面有所見率」という文言は妥当か。これでは精神面と発達面両方に困難があるというふうに捉えられる。両面の障害を持っているとは一概に言えないのではないか。「発達面で困難を持つ率」に変更してはどうか？	精神発達とは、身体発育に対し、運動発達、精神発達として通常使われている用語です。

P2. 1. 発達障害の定義について

意見の概要	意見に対する考え方
ICD-10（国際疾病分類第10版）も添付したほうが、対象に入っているのかどうか確認・理解しやすいと思う。	本計画における発達障害の定義は、発達障害者支援法第2条の規定によるものとします。
発達障害以外の障害児への支援はどうなるのか。障害児（者）支援の一つが、発達障害児（者）支援だと考えているが、障害児（者）支援と、発達障害児（者）支援は、別のものとして整備計画は進められているのか。	本県においては、障害者が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指す総合的な計画として、平成16年3月に「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を策定して、障害児（者）全般に関する施策を進めているところです。「発達障害児（者）支援体制整備計画」は、この「美らしま障害者プラン」における施策の一つである「発達障害を有する障害児（者）に対する総合的な支援」を具体的に推進するために策定するものであり、県が総合的に進める障害者施策の一部です。

P2. 2. 発達障害者支援体制整備委員会について

意見の概要	意見に対する考え方
ホームページを使って、開催日や委員会議事録の公開を行ってほしい。	平成20年度の委員会の議事録と資料については、現在、県障害保健福祉課のホームページで公開しております。今後も、委員会等に関する情報について公表する予定です。

P3. 3. 発達障害者支援センターの位置づけについて

(2) 発達障害児(者)に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、センターに福祉、保健、医療、教育、就労の関係機関及び療育等支援事業を実施している施設、市町村及び当事者団体等からなる連絡協議会を設置し、定期的を開催する。

意見の概要	意見に対する考え方
発達障害者支援センターと教育機関組織の連携が薄く、明確さに欠けているのではないかと不安である。	発達障害者支援センターの役割に、教育機関との連携を明確に位置づけます。
連絡協議会の効果が離島の支援体制に影響しうるのが不安である。離島における地域相談支援体制を築き上げていく上で、発達障害者支援センターがどこまで各離島に働きかけをしていくのか、離島における地域の実情が届かないのではないかと不安である。	別表5の発達障害者支援センターの役割に、離島支援・連携を位置づけます。
定期的な開催とはどのくらいか。	年2回程度の開催を想定しています。

P3. 3. 発達障害者支援センターの位置づけについて

(3) 研修計画に基づき、発達障害の理解を促進するための普及啓発研修及び関係施設、関係機関並びに県、市町村の担当職員に対する支援に必要な人材育成研修を実施する。

意見の概要	意見に対する考え方
どのような研修計画となっているのか知りたい。	センターが実施する研修の実施計画について、ホームページ等で公表することとします。
既存の相談機関の職員に研修を受けてもらうなどして、地域の窓口としてセンターと協力体制をとって対応することを検討してはどうか。地域に密着した相談窓口の対応が必要である。	既存の相談機関職員に対する研修については、別途策定する人材育成計画で具体的に記載したいと考えております。また、ご意見の趣旨については、関係機関の連携という形で、具体的な施策に取り入れていきたいと考えております。

P3. 4. 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(平成21年度～平成25年度)

(1) 基本方針

発達障害者支援を推進するには、支援に関わる者が求められる役割を把握し、その支援を行うという意識を持つことが重要であることから、直接処遇職員、発達障害についての専門的な支援を行う者、発達障害者支援センター、市町村、県それぞれの役割を明確にする。

意見の概要	意見に対する考え方
対象者が求めているニーズに応じて、各機関・専門職の役割を明確にして支援にあたる…ということか。	本計画においては、発達障害者支援法に規定されている各機関の役割を基本として、対象者のニーズ等も考慮の上、各機関の役割を整理しています。

P3. 4. 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(平成21年度～平成25年度)

(1) 基本方針

推進体制については、沖縄県発達障害者支援センターを中核機関として、各関係機関等との連携体制を構築して推進する。

意見の概要	意見に対する考え方
発達障害者支援センターが中核機関とあるが、県として「児童相談所」が関わっていく必要があるのではないか。国の報告書には「児童相談所」が明記されているが、県の整備計画には記述がみあたらない。沖縄県では、どうして児童相談所が障害児に関わっていないのか。	児童相談所は、県の障害児支援において、重要な役割を担っています。他の県相談機関も含め、具体的な機関名を明記することとします。
教育委員会・児童相談所・更生相談所・保健所・精神保健センターなどの役割を明記してほしい。	具体的な役割を明記することとします。

P4. 4. 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(平成21年度～平成25年度)

(2) 実施計画

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間を目途とし、3年目まで実施する事業を「前期事業」、5年目まで実施する事業を「後期事業」として実施計画を策定する。

意見の概要	意見に対する考え方
前期計画と後期計画とあるが、前期の3年の間に実施状況や問題点などを話し合う場など持つのか。また、その問題点等について公表されるのか。是非、公表してほしい。また、5年計画とあるが、そのあとの計画案や前期の状況を踏まえ、柔軟に検討し、改善すべきことは、改善して進めてほしい。そこも是非、県民にわかりやすく公表していただきたい。	本計画の内容は、事業の実施状況、社会情勢の変化等に応じて、当然、改善すべきものと考えております。このことから、4-(2)-において、事業実施状況の評価の方法について記載しているところです。また、支援体制整備委員会の議事内容等については、原則として公表することとします。

P4. 4. 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(平成21年度～平成25年度)

(2) 実施計画

実施にあたっては、沖縄県発達障害者支援センターを中核機関とし、地域及び圏域における地域支援体制及び広域特別支援連携協議会と連携して一貫した支援体制を構築する。

意見の概要	意見に対する考え方
<p>推進体制については委託先ではなく県の障害福祉課が責任を持って実施して欲しい。</p>	<p>発達障害児(者)に対する支援体制は、発達障害者支援法の規定に基づき、県(障害保健福祉課、支援センター以外の関係部局を含む。)、市町村、関係機関の協力のもとに推進されるべきものと考えております。本文は、支援センターが、発達障害者支援に関する専門的な相談機関として、中核的な役割を担うことを明記したものです。</p>
<p>沖縄県は発達障害への支援体制の著しい遅れがあるにもかかわらず、民間委託のセンターが中核機関を担うというのは利用者としては不安が大きい。県で人材を確保して中核機関とすることはできないのか。</p>	<p>現在の発達障害者支援センターの運営委託先である「社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会」は、県内において肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を運営しており、医療機関及び療育機関としての機能を持っていること。 平成13年度から県の障害児等療育支援事業を受託し、発達障害児に対する療育支援にも取り組むなど、離島を含めた地域支援の実績が認められること。 法人の組織体制が安定しており、今後も同法人の機能を活用した発達障害児者支援の推進が期待できること。 等から、発達障害者支援における県の中核的な機関として十分な役割を果たせるものと考えております。 県においては、支援センターに県の児童相談所、更生相談所及び精神保健福祉センター等の関係者を構成員とする連絡協議会を設置し、同協議会との連携により市町村や関係機関に対する総合的な支援体制を構築していきたいと考えています。</p>

P4. 4. 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画(平成21年度～平成25年度)

(2) 実施計画

事業実施状況の評価については、センターに設置する連絡協議会の意見を踏まえ、支援体制整備委員会において定期的に行い、事業の見直しに意見する。

意見の概要	意見に対する考え方
<p>誰のための事業なのか。当事者、保護者の意見も入れるべきではないか。</p>	<p>センターに設置する連絡協議会、支援体制整備委員会の双方とも、当事者・保護者団体の代表者を構成員として加えることとしています。</p>

P5. (別表)

基本機能：早期発見等：乳幼児期：乳幼児健診体制の充実

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(県の役割) 乳幼児健診統計の整備を追加してほしい。</p>	<p>乳幼児健診の統計は、健診受託機関が毎年健診報告書を作成し、それに関する説明会等も開催しています。また、県は「沖縄県の母子保健」(冊子、県のHPでも閲覧可能)を毎年発行しています。これらの内容について追加情報が必要な項目があれば、市町村の意見を聞いて追加を検討します。</p>

<p>(県の役割) 「健診に関わる医師に対する研修」を加えてほしい。</p>	<p>現在、医師の研修については、健診受託機関においても実施しているところです。</p>
<p>どのように、充実しようとしているのか、具体的な表記を望む。 健診自体はすでに実施されている、何が課題であるのか共通認識する必要があるのではない か。健診体制の課題と充実の内容が不明である。</p>	<p>乳幼児健康診査は母子保健法に基づき市町村が実施主体として行うものであり、各市町村においてそれぞれが健診の課題を明確にする必要があります。本県は、乳幼児健診の受診率が全国平均に比べて低いこと、健診結果「発達の気になる子」として市町村でフォローしている数をデータとして把握されていない等の課題があります。 今後、フォローの基準等を含め「乳幼児健診マニュアル」を作成し、どの市町村においても、フォローの必要な子どもの早期把握、支援ができる体制を整備します。 そのため健診従事者（保健師等）への研修、健診機関、市町村保健師等も含め、問診票の見直し、フォロー基準等健診マニュアルの検討、健診後カンファレンスの実施を推進していくこととします。</p>
<p>県の中でも障害保健福祉課、国保・健康増進課の両課で連携して進めていただきたい。</p>	<p>本計画は、県においては、障害保健福祉課、国保・健康増進課、青少年児童家庭課、教育庁等県関係部局との連携はもとより、市町村、関係機関の協力のもとに推進されるべきものと考えております。</p>
<p>前期事業 乳幼児期 に「就学前健診の充実」を追加してほしい。 乳幼児健診で早期発見、早期支援につながらなかった幼児についての支援体制の構築を希望する。</p>	<p>教育委員会では、各教育事務所に巡回アドバイザーや、専門家チームを設置し、学校へのアドバイスや発達障害の判断を行う等、支援体制の構築を図っております。</p>

P5. (別表)

基本機能：早期発見等：乳幼児期・学齢期：地域相談支援体制の構築

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(県の役割) 県教育センター、児童相談所、市町村教育委員会をつなぐ役割をしてほしい。 理由：他県では、発達障害児が学校に行けなくなっても教育委員会の適応指導教室で友達を作れたり、放課後の居場所作り事業に参加できたりと守られた環境にいるのに対して、沖縄県内では適応指導教室がない地域があったり、放課後の生活支援も十分ではない。県と市町村で連携し、各地域の相談ニーズを把握した上で、学齢期の子どもを育ちを支えるシステムを作ってほしい。</p>	<p>本計画は、県（障害保健福祉課、支援センター以外の関係部局を含む。）、市町村、関係機関の協力のもとに推進されるべきものと考えております。 県庁内の関係部局、機関による連絡会議を設置して連携を図る他、各種の事業を通じて、市町村との連携を図ります。</p>
<p>「相談窓口等の確立」の他にも、もう少し内容・項目を明記していただくと、わかりやすい。各実施主体と、それぞれが関係する教育部門（教育庁、教育委員会、学校など）との連携体制の構築、就学時の移行支援、思春期保健に関する支援、家族支援、学童保育施設や児童デイ施設等との連携、必要な社会資源等の整備検討なども含まれるのではないかと。「地域相談支援体制の構築」という事業名だけでは、事業内容のイメージがとても難しい。具体的に一つ一つ内容を明記していただきたい。</p>	<p>記載事項が具体的なものとなるよう修正します。</p>

<p>こどもの発達について、医師など様々な職種で学習会を継続する必要がある。</p>	<p>別途作成する、人材育成計画の中で実施を検討することとします。</p>
<p>(市町村等の役割) 保護者の障害受容への支援</p>	<p>基本的に市町村が行う相談支援の中に含まれていると考えますが、表現等については、検討します。</p>
<p>市町村と連携した地域相談支援体制構築とあるが、現在の支援センターはどのような動きをしているのか。 他県の場合、一次支援は市町村。二次支援は各圏域の専門拠点支援所。三次支援は発達障害者支援センターという専門的拠点、三段階的に支援体制が出来ている、沖縄県でも検討をお願いしたい。</p>	<p>現在、市町村の発達障害者支援への取り組み状況に偏りがあること等の理由から、センターが一次から三次までの支援を担わなければならない状況にあります。本計画に基づいて、支援体制の整備を進めることにより、将来的には貴見のような体制を取ることが望ましいと考えております。</p>
<p>(発達障害者支援センターの役割) 追加『乳幼児健診時の相談支援体制の検討』(早期相談のための体制構築支援)</p> <p>早期発見する、早期に支援機関につないでいくという観点や、長期的に親子に関わっていく、児童の成長を長期的に見守っていくという『切れ目のない支援体制を構築していく』観点から、乳幼児健診時から相談支援を担当する人材が関わっていくことが必要と考える。 乳幼児健診の現場では、保健師が問診表の結果を保護者へ伝えることに戸惑ったり、スクリーニングでひろわれたケースを誰が支援者として関わっていくのか不明瞭であり対応に困っている。 相談支援の窓口となる人材が乳幼児健診時から関わることで、保護者にとってコミュニケーションの方法を早期に獲得できることや、障がいの受容の助けになりうるし、どこで情報を集めればいいのか明確になり、育児における不安を軽減できるであろう。</p>	<p>市町村の乳幼児健診の場において、問診結果、フォローの必要性等については、保護者やケースの状況を考慮して行なわれていると思われます。 スクリーニングした子どもの支援は、健診を実施した部署(母子保健担当保健師等)が、訪問、電話などにより支援を行っているところです。</p>
<p>診断されてから実際に療育をうけられるまでに時間がかかりすぎる。行政があまりにも縦割りで手続きが煩雑すぎる上に、どのようなサービスが受けられるのか等詳しい説明が無く、何度も市役所や小児発達センターに足を運ぶことになった。もっと横の連携を強化していただいて簡単明瞭に手続きが進むような体制作りをしてもらいたい。 手続きが終わっても療育支援事業所の空きが無いと療育が受けられない。うちの息子は2ヶ月待たされて集団療育に入ったが、それでも早く入れた方だと言われた。 次に療育の施設・人員が完全に不足していると言う事。うちの息子は現在言葉は喋れないが、もし将来喋れるようになったとき、また最低限の身辺自立(食事・オムツはずれ等)が出来た時には療育を受ける回数が減らされるとの事。それは療育待ちの人が後に控えており順番まちをしているからとの事。そもそも発達障害とは生まれ持った脳の障害であり、一生治ることが無いとの見解が医学会では常識となりつつある。そうなると生涯にわたり支援が必要であり。現状では上記のように少し良くなれば支援を打ち切られたり減らされたりする。よって療育のための施設・人員を充実させる事は必須と思われる。</p>	<p>療育の場については、県が実施している障害児等療育支援事業や市町村等が実施する児童デイサービス事業所等があります。今後、本計画を推進することにより、身近な地域で療育が受けられるような体制を整備していきたいと考えております。</p>



P5. (別表)

基本機能：早期発見等：乳幼児期：親子教室、親子通園の開催

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(県の役割) 教室、通園、共にバックアップ体制を作ってほしい。 理由：各親子教室は市町村独自で立ち上げを行ったのではなく、南部医療センターのバックアップがあって始まったものである。まだ1年目、2年目の事業であり、支援の方向性を検討できるスーパーバイザーが必要である。親子通園や児童デイ自体はあっても、療育の質には地域差がある。各地域のニーズを把握して、療育の質を上げていく取り組みを県にしてもらいたい。他県では児童相談所が療育施設を巡回し、職員を指導している。</p>	<p>県、センターの役割として、市町村が実施する親子通園事業等への支援について記載します。</p>
<p>(県の役割) 技術的支援(定期的研修・実績のあるスーパーバイザーの派遣など)をしてほしい。 市町村は手探りで試行錯誤を繰り返しながら事業を実施している現状である。</p>	
<p>(センターの役割) 親子教室・親子通園の立ち上げ、運営に関して支援を行ってほしい。プログラム考案は保育士だけでは難しく、子どもの発達について知識・技術をもった心理士・療育経験のある保育士等の指導・助言が必要と感じる。</p>	
<p>研修を開いただけで開催できるような場ではないと思われる。専門性を積むために具体的な実地研修も含めてどのように開催していくのか、具体的な表記を望む。</p>	
<p>前期までに何ヶ所の市町村が親子教室を開催されるのか目標数値を示す必要がある。</p>	<p>親子教室の実施は市町村の実情に応じて行われるものです。県は、実施市町村に情報を提供し、実施を希望する市町村の取り組みを支援します。</p>
<p>事業名を早期療育の開催に変更してほしい。乳幼児期の親子教室、親子通園の開催を親子でと全面に謳ってしまうと、親子で参加できない人はいけないとか、お母さんだけの参加はできないとか、逆に参加しにくいのではないかと。また、親がいない子の支援はどうするのか問題であるので、事業名を変えてほしい。</p>	<p>親子教室、親子通園については、あくまで一般的な名称として使用しておりますが、ご趣旨を踏まえ、わかりやすい表現となるよう修正します。</p>

P5. (別表)

基本機能：早期発見等：乳幼児期：保育環境の整備

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(センターの役割) 保育所の巡回指導 市町村と同じことを行うのではなく市町村の指導をしてほしい。</p>	<p>原則として、すべての保育所、幼稚園を対象とし、発達障害に対する基本的な理解、事例についての検討等を想定していますが、詳細については、研修計画を策定の上、お示しすることとします。</p>
<p>支援センターが実施する「保育所等の巡回指導等」の基準・範囲・内容等は具体的にどのようなものか。</p>	

<p>障害児保育での現場保育士の資質の向上と専門性をもった人材育成をして頂きたい。また、障害児についての専門的知識を持っている保育士が障害児の担当になるなどしてほしい。安心して預ける環境を整えてほしい。 専門的知識、またそれ同等の研修などを積んだ保育士を障害児専門の保育士として採用してほしい。</p>	<p>障害児保育に対する理解と専門性の向上を図る観点から日本保育協会が主催する研修会等を通じて保育士の資質の向上を図っております。</p>
<p>県が実施する「障害児保育の支援」の基準・範囲・内容等は、具体的にどのようなものか。</p>	<p>県内市町村における障害児保育については、対象となる児童の年齢を問わず、集団保育が可能であれば、必要に応じて職員体制や設備を整えた上で実施されております。県においては、実施主体である市町村に対し、引き続き障害児保育の積極的な取組をお願いしております。</p>
<p>保育所、保育園、幼稚園に対する気づきの支援の体制整備もいれてほしい。集団の場で気づきやすいといわれている発達障害児に対して保育園、保育所、幼稚園において早期発見し、支援につなげられるよう支援体制を構築して欲しい。</p>	<p>教育委員会では特別支援教育理解推進事業において、幼稚園教諭（コーディネーター）への研修の実施や校内委員会等の設置等、園内における支援体制の充実に努めております。また、「気づきの支援」は、保育所に対する職員研修、巡回指導等における、指導項目の一つと考えております。</p>
<p>どんな支援を行うのか、誰が見てもわかりやすい内容に表現してください。</p>	<p>わかりやすい表現となるよう工夫します。</p>

P5. (別表)

基本機能：早期発見等：乳幼児期・学齢期：機関巡回指導等の実施

意見の概要	意見に対する考え方
<p>保護者も教師も困っている場合が多々ある。もっと増やして欲しい。</p>	<p>機関巡回指導の必要性については認識しております。回数増等について検討していきます。</p>
<p>(県の役割) 「療育支援事業の実施」と共に教育委員会との連携を密にし、特別支援教育関係者のバックアップも行ってほしい。 理由：小学校、中学校ではまだ発達障害への理解が乏しかったり、意識の低い先生方が多いと思う。</p>	<p>「療育支援事業の実施」には、学校への機関巡回指導も含まれていることから、継続して、学校、教育委員会との連携を図っていきます。</p>
<p>(県の役割) 療育支援事業 具体的にどのような事業なのかイメージを明確にしてほしい。</p>	<p>障害児等療育支援事業は、平成12年度から県が実施している事業です。 (事業概要) 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児、発達障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で、専門的な療育指導や療育支援等が受けられるよう、専門的な知識と経験を有する施設等が、訪問、巡回、通所などにより療育指導を行うほか、保育所や学校等関係機関に対する技術指導を行う。</p>

P5. (別表)

基本機能：早期発見等：乳幼児期・学齢期：医療機関の確保及び連携

意見の概要	意見に対する考え方
<p>早急にしてほしい。相談、予約ができず困っている方々がたくさんいると思う。</p> <p>早期(乳幼児期、特に早期療育が受けられる3歳以前)に診断できる小児医療機関の確保、成人期における治療ならびに医療的ケアを行える精神科医療機関の確保。小児科と総合病院、専門病院との連携。 ライフステージに応じて医療のニーズは異なる。その認識に基づいた医療整備を早急に行なって欲しい。特に不採算部門における公的医療機関の充実が欠かせない。児童精神科医の確保と要請も緊急課題である。</p>	<p>現在、児童精神科医、発達障害に対応できる医療機関は、全国的に不足している状況だと認識しております。</p> <p>県としては、県医師会等の協力を得ながら、小児科医及び精神科医を対象に研修会等を実施し、発達障害の診察ができる医師の確保に努めていきたいと考えています。また、医師確保を推進する観点から、各医療機関に対して、国が実施する医療関係研修への派遣を推奨しているところです。</p>
<p>発達障害の診断が遅すぎると思います。うちの子は1才半検診前には自閉症ではないかとの疑いを持っていましたが、実際1才半検診を受けたときには「ちょっと気になりますが様子を見ましょう」との事であった。又未熟児で生まれたため定期的に受信している病院でも1歳8ヶ月検診の時やはり「様子を見ましょう」といわれました。それまでに一度も医者から発達障害や自閉症等の疑いがありますという言葉が出る事はありませんでした。自閉症やその他の発達障害は早期発見、早期療育が非常に重要であるとの事であるが、現状は診断を先延ばし先延ばしにしているように思われます。私は業を煮やして自分からA機関への紹介状をお願いし、そこで受診させましたが、驚くことにそこでも自閉症との診断名を聞くことが出来ず、こちらから「自閉症ですか？」との問いに「お母さんはどう思われますか？」と聞き返され「自閉症だと思います」と答えたら、「そうですね自閉症だと思います」とやっと初めて自閉症という診断名を聞くことが出来ました。自閉症(発達障害)の早期発見・早期療育の体制作りを検診・医療の現場を含めて早急に進めていただきたいと思います。</p>	
<p>医療機関との連携では、紹介後返書が無いことがあり、医療終了時、地域にどうつなげて行くかも課題になる。</p>	<p>圏域、市町村において地域自立支援協議会等を活用して、医療機関との連携体制の構築を行っていく必要があります。</p>
<p>(市町村等の役割) 医療機関の情報提供</p>	<p>市町村を含め、関係機関すべての役割として追加します。</p>
<p>県医師会との連携・協力体制を別表の中に入れて頂きたい。歯科検診の場合は障害児検診があるので、歯科医師との相談等が出来るとも有難い。しかし、他の科では医師との相談等も出来ない状況のため、県医師会との連携体制が必要。</p>	<p>「連絡協議会等連携会議の開催」の項に、県医師会との連携について記載しています。</p>
<p>南部医療センターが市町村に啓発しながら、「こころの診療科」を中心に支援体制がこれまで出来て家族支援や市町村からの相談窓口になり対応していたが、今年4月から休診になり診察も出来ない状況である。整備計画案に診断できる医療機関の体制とあるが、いまの医療機関リスト以外で体制整備をするのか。県立南部医療センターの「こころの診療科」再開設を早期にお願いしたい。</p>	<p>南部医療センター・子ども医療センター「こころの診療科」の専門医がいないことから、現在は診療を休止しております。 全国的にも児童精神科医の数が少ないため、後任医師の確保に苦慮しているところではありますが、引き続き、専門医の確保に向けて努力していきたいと考えております。</p>

P5. (別表)  
基本機能：早期発見等

意見の概要	意見に対する考え方
別表5ページについて、基本機能で、早期発見等とくくるのではなく、発達支援に訂正し早期発見を前期事業の項目に入れる方が理解しやすいのではないかと。5ページの早期発見を訂正し発達支援としたうえで、6ページの発達支援の欄と一緒にできないか。	早期発見は、発達障害者支援体制において、重要かつ大きな要素であると考えております。したがって、本計画においては、早期発見を独立した項目として位置づけております。

P5. (別表)  
基本機能：相談支援

意見の概要	意見に対する考え方
<p>前期事業：追加『機関巡回相談等の実施』            県の役割：追加『教育機関への巡回相談支援』            市の役割：追加『保育所巡回相談の実施』『学校等教育機関への巡回相談の実施』</p>	ご意見の趣旨を踏まえ、役割として追加します。
生活支援の具体的内容や役割がわからない。事業所の役割と各関係機関との関係を明記してほしい。既存の団体、事業所や相談窓口をつなげ、活用していく作業が必要と考える。	生活支援とは障害を持った人が通常の生活ができるように行う支援のことをいいます。例えば日常的な家事援助、社会参加の場の確保などで、その内容は、多岐にわたります。貴見のとおり、各機関には、密接な連携が求められます。
<p>「生活支援」を「生活支援コーディネーターの配置」に変更する。            県の役割 追加『療育に関する専門職員の柔軟な対応』            市の役割 生活支援 生活支援コーディネーターの配置</p> <p>生活支援の内容を本人だけでなく、家族も含めてトータルに考えるコーディネーターの配置が望ましい。            生活支援において、生活支援コーディネーターを中心に各専門職のチームアプローチが必要なので、県の役割として作業療法士や臨床心理士などの人材を確保し、配置できない地域にもそれらの人材が派遣確保できるように人材の柔軟な対応ができるような仕組みが必要と考える。            離島においてはこれらの専門職の確保が難しく、療育相談や生活支援におけるチームアプローチが非常に難しい現状がある。</p>	「生活支援コーディネーター」については、計画に基づいて施策を進める中で、その役割、必要性について検討していく必要があると考えております。また、専門職の確保・派遣については、「人材育成」、「地域相談支援体制の構築」として検討することが適当だと考えます。

P6. (別表)

基本機能：発達支援：乳幼児期：障害児保育等の実施・保育所等巡回指導

意見の概要	意見に対する考え方
公立、認可保育園の巡回指導だけでなく、認可外保育園に預けられている児童や児童デイサービスについても、丁寧な保育が受けられるよう施策が必要と考える。	認可外保育園、児童デイサービス事業所についても、支援センター、障害児等療育支援事業等による巡回指導、研修の対象となります。
障害児保育そのものを親の就労支援ととらえるのか、子どもの療育としてとらえるのか、市町村によって対応が違う。障害児保育の位置づけを示す必要があると感じる。	保育に欠ける障害児の保育所入所に際しては、市町村において、審査会等により、当該児童が集団保育が可能か、どのような支援が必要かなどを判断した上で、必要に応じて保育士の加配や設備の改修等を行った上で受け入れが行われております。
親が就労していなくても集団保育を体験できる受け皿が必要。	障害児等療育支援事業、親子通園事業、親子教室等を通じた支援をしていくことが想定されます。
(市町村等の役割) 「保育所、子育て支援センター等と連携した支援の促進」を追加	県としては、市町村と関係機関との連携が促進されるよう支援を行っていきます。
(市町村等の役割) 「発達専門医と連携した支援促進」を追加	県としては、市町村と関係機関との連携が促進されるよう支援を行っていきます。
0～3歳頃まで親が子の成長に寄り添って愛着関係を作る大事な時期もあると思う。3歳まで家庭保育を続けるためには、経済的な支援、親のレスパイト支援、兄弟児支援など多くの課題が残されている。	御意見については、本計画のみでカバーできるものではなく、次世代育成といった、より総合的な視点からの検討が必要であると考えます。
内容を具体的に明記してほしい。	前期事業の中で明記しております。

P6. (別表)

基本機能：発達支援：乳幼児期・学齢期：生活介助支援

意見の概要	意見に対する考え方
内容を具体的に明記してほしい。	事業計画については、具体的な取り組みを記載することとします。
(市町村等の役割) 「学校、教育委員会と連携した支援促進」を追加	記載事項として追加します。
学齢期において、学童との連携が重要であるので、「学童との連携・支援」について別表に記してほしい。	県による支援とあわせて、役割として追加します。

P6. (別表)

基本機能：発達支援：乳幼児期・学齢期：児童デイサービス等の実施

意見の概要	意見に対する考え方
(市町村等の役割) 「福祉サービス事業所等と連携した支援促進」を追加	役割として追加します。
公立のデイサービスを、県、支援センターがバックアップしながら実施してほしい。	児童デイサービスについては、職員研修、機関巡回指導等により、公立、民間立に関わらず、支援を行う必要があると考えております。
児童デイサービスは、事業所の所在地に偏りがあり、利用しにくい地域もある。日中一時支援で放課後対策を行う事業所も同じ。県は、児童デイがない市町村の事業所が事業参入しやすいよう、自立支援対策臨時特例基金の活用等を積極的に情報提供する役割を担ってほしい。	基金の活用等については、今後とも積極的に情報提供を行ってまいります。

P6. (別表)

基本機能：発達支援：学齢期：学校巡回指導

意見の概要	意見に対する考え方
(市町村等の役割)「療育支援事業と連携した支援促進」 市町村がこの事業を実施するためには、県または支援センターによる技術的支援をしてほしい。	この事業は、県の障害児等療育支援事業で実施している「学校に対する巡回指導」に、市町村(教育委員会を含む。)が参画することを想定しています。ご意見の趣旨を参考にして実施したいと考えております。
巡回指導の方法や親との連絡を密にとるなどわかりやすい巡回指導にしていきたい。 また、担当の教員だけが巡回指導にかかわるのではなく協力学級、また校内委員会などでも共通理解がきくようなシステムづくりをしてほしい。	なお、学校においては、担当の教員だけでなく、校内委員会を開催して共通理解を図ったうえで、支援を実施しております。また学校からの要請に応じ、市町村教育委員会、教育事務所と連携し、共通理解のもと専門家チームからの助言や巡回アドバイザーの派遣を実施する等の支援体制を図っております。

P6. (別表)

基本機能：発達支援：成人期：生活介助支援

意見の概要	意見に対する考え方
(市町村等の役割) 「福祉サービス事業所等と連携した支援促進」を追加	ご意見の趣旨を踏まえ、内容を追加します。
(市町村等の役割) 「地域住民と連携した支援の促進」を追加	

P6. (別表)

基本機能：発達支援：乳幼児期：前期事業

意見の概要	意見に対する考え方
<p>前期事業：追加『保育・支援情報記入ノートの配布』                      県の役割：追加『保育・支援情報記入ノートの作成・利用・取扱い等に関する検討』                      市の役割：追加『保育・支援情報記入ノートの作成・利用・配布に関する検討』</p>	<p>「支援情報等記入ノートの内容、利用方法等に関する検討」として追加します。</p>
<p>就学前に親子分離による小集団や総合保育を経験できる施設整備が必要と考える。</p>	<p>児童デイサービス事業所、障害児保育、幼稚園等の利用が考えられます。</p>

P6. (別表)

基本機能：就労支援

意見の概要	意見に対する考え方
<p>学齢期の「就労移行支援について」                      県の役割として学校から就労先、就労移行サービスの利用へのつなぎの支援が必要と考える。</p>	<p>ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携を図るとともに、「個別の教育支援計画」「個別移行支援計画」をツールとした移行支援に取り組んでおります。支援計画の作成や活用については、コーディネーターや進路担当者の研修会を開催し、学校において周知していただくよう努めております。</p>
<p>沖縄県の障害者就労センターの内容を充実させて欲しい。IQの高い人でも就労できるよう幅を広げて欲しい。</p>	<p>障害者就業・生活支援センター、沖縄障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）と連携し、就労支援体制の整備を進めていきます。</p>
<p>（センターの役割）関係機関と連携した就労移行支援                      関係機関にはどんな機関があるのか明示してほしい。                      理由：具体的なモデルやプログラムを作っていないと前期3年間、何をしてきたのかの事業評価が難しくなってくると思う。</p>	<p>ハローワーク、沖縄障害者職業センター、障害者生活・就業センター、学校、企業等を想定しています。</p>
<p>相談支援事業所を始め、各障害者福祉事業所の役割も明記してほしい。</p>	<p>福祉サービス事業所の役割についても記載します。</p>

P6. (別表)

基本機能：発達支援：連絡協議会等連携会議の開催

意見の概要	意見に対する考え方
<p>「医療、保健、福祉の療育方針の共有化など・・・」に、保育や教育は含まれているのでしょうか。</p>	<p>保育、教育についても明記することとします。</p>

P7. (別表)

基本機能：情報発信・普及啓発

意見の概要	意見に対する考え方
講演会等の開催（県の役割） 講演会等市町村事業の講師紹介等のバックアップ	ご意見の趣旨を踏まえて役割を追加します。
（県の役割） 市町村が、各ライフステージや目的ごとに利用できるサービスや相談窓口を検索できるよう情報をまとめる。	ご意見の趣旨を踏まえて役割を追加します。
前期事業：追加『保育・教育機関への情報発信』 県の事業：追加『教育関係機関への支援体制周知』 市の事業：追加『教育関係機関・保育所・子育て支援センターへの支援体制周知』	ご意見の趣旨を踏まえて役割の内容を修正します。

P7. (別表)

基本機能：関係機関との連携

意見の概要	意見に対する考え方
県の役割：追加『教育機関への必要性の周知・実施支援』 個別事例検討会や地域自立支援協議会などの開催には児童を取り巻く関係者が集まることで成り立つ。よってここには保育や教育関係者も関わる事が予想される。 その場合に、これらの会議が持つ意味や重要性を周知しておくことは必須であり当然である。 教職員を統括している県には教育関係者に対する周知・実施支援を役割として担っていただき、教育と福祉の連携が円滑に行えるように支援していただきたいと考える。	ご意見の趣旨を踏まえ、内容を追加します。



計画全体に関すること

意見の概要	意見に対する考え方
<p>家族に対する支援が全体的に薄いのではないか。</p>	<p>発達障害者支援法第13条に、都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。</p> <p>また、同法第14条に、発達障害者支援センターの役割の一つとして、発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。と規定されています。</p> <p>よって、本計画も当事者だけではなくその家族を含めた支援体制の整備を目的としています。</p> <p>計画中においても、家族が支援の対象であることがわかるよう表現を工夫します。</p>
<p>相談支援の生活支援について、家族支援、当事者支援どちらなのか。 家族支援、兄弟支援の具体的な支援を検討して頂きたい。</p>	
<p>きょうだい支援、家族支援も考慮してほしい。</p>	
<p>当事者への支援のみでなく家族支援もお願いしたい。</p>	
<p>家族に対するケアが全く無い。まず自閉症がどういう障害で家庭でどういう扱いをしなければならぬか、どういう風に育てればいいのか、どこからもアドバイスをもらうことがなかった。自分は自力でいろいろ調べて自閉症についてある程度理解しているが、一緒に集団療育に通っている別の子の親御さんで、自閉症に関する知識がほとんど無い方がいる。子供がはっきりと自閉症と診断を受けていない為なのか、自閉症という事を受け入れきれていないのかは定かではないが、親に知識が無いと言うことは家庭での療育が全く無いが、効果を上げていない可能性があり、家族への知識の伝達を行う取り組みはかなり重要な事ではないかと思う。早期診断と親御さんへの早期の教育が自閉症児の早期療育への近道だと思う。</p>	
<p>各関係機関等との連携体制を図式化し、わかりやすく示してほしい。特に発達障害支援センター、障害児等療育支援事業、児童相談所の位置関係と役割がわかりにくい。</p>	<p>今後、計画の概要版を作成し、わかりやすい表現・図式化を検討します。</p>
<p>P1. 『地域における一環した支援システムを～。』 一貫した支援システムの内容を明記してほしい。 又は『別紙 のとおり』のように皆がわかりやすい説明があったほうがよい。</p>	
<p>就学前（保育園、幼稚園）小学校、中学校、高等学校への一貫した支援のため支援ネットワークの構築などシステム作りをしてほしい。</p>	<p>本計画は、P4の(2)に記載されているとおり、一貫した支援体制の構築を目的とするものです。</p>
<p>乳幼児期 学齢期 就労と各ライフステージへの移行支援を追加してほしい。</p>	

<p>就学にあたりそれまで通っていたところと就学先とのつなぎを支援するシステムや人材、ツールが必要と考える。</p>	
<p>発達障害者支援センターの整備等に関して          発達障害児を養育する場合、現在最も求められているのはその養育に関する情報を統括して一人一人に最も適した療育に結びつけられる為の発達障害者支援センターの整備である。県内の情報の全てがここに集約され必要とされるサービスに関する情報を提供できる体制を高いレベルで整備することは発達障害児を抱える保護者にとって積年の夢である。          地域において障害者およびその保護者が孤立せず、地域社会との繋がりを形成するためにも、幼稚園や小学校低学年までは地域の子供として養育する事が理想であろうと思われる。早期から特殊教育を導入する必要性は理解できるが、遠方の幼稚園や小学校への通学を余儀なくされている現状は地域社会から隔離し孤立した環境を作ってしまう。地域社会への認知は障害児が年長となり、養護学校を卒業し社会参加する時期においても重要なファクターである。          発達障害児を抱える家庭は特殊療育に対して時間とお金を必要としている、経済的支援も非常に重要で、障害児を抱える母子家庭においては特に重要な問題となる。          発達障害者が養護学校卒業後、社会との繋がりを維持しつつ自立を支援できる体制を整えるためには授産施設の整備を質的、量的に高める必要がある。また、個人個人に応じた作業内容や環境を整備するための予算措置が必要であろう。          最も強調しておきたいのは、発達障害者支援は一時的な支援で打ち切られてしまう傾向がある事である。この様な支援は常に様々な生活と密接にリンクしており、一度提供された支援が様々な都合により中断されたり打ち切られてしまうと障害者やその保護者の生活そのものが破綻する可能性さえある。          障害者支援は常に長期継続させるという大前提で議論され実践されるべきである。</p>	<p>本計画は、P 4 の(2) に記載されているとおり、一貫した支援体制の構築を目的とするものです。</p>
<p>予算について記載がほしかった。          各学校ともに特別支援学級をおいたり専門の教員を配置するためには予算が必要になる。県として発達支援センターや市町村の活動に対して何処まで予算を出せるかも計画としてあげてもらい、この事業が継続していける内容なのか途中で途切れてしまうのか心配になった。</p>	<p>本計画は、発達障害者支援のために、どのような体制、事業を行っていくか位置づけるものであるため、財政的な事項については言及しません。</p>

<p>事業の実施に至った後はこの内容について広く広報を行っていただきたい。特に医療機関の情報などはお願しいたい。</p>	<p>発達障害の診療を行っている医療機関に関する情報は、現在、県障害保健福祉課のホームページで公開しております。今後も、各種の情報について公表する予定です。</p>
<p>この発達障害児（者）支援体制整備計画（案）に、市町村窓口一覧を添付。一環した年齢に関係なく発達障害児（者）支援する窓口の明確化を！成人の発達障害者については、ボランティアで支援している状況である。</p>	<p>現在、市町村の発達障害者支援体制にはばらつきがあります。本計画に沿って、市町村の支援体制を進め、窓口の明確化を図っていきます。</p>
<p>P1.「本計画の実施にあたっては、～との連携体制の確立が必須条件となる。」  「連携体制の確立が必須条件」とあるが、連携体制が確立出来なければ計画が実施出来ないのか。そのような条件を前面に出してしまうと、当事者、保護者、関係者等は不安になる。確かに教育現場での問題、課題が山積みである。さらに今とても困っているのは、子どもたち。その子どもたちに連携体制がうまく行かなければ、支援体制の整備計画が実施出来ないと言われていた。必須条件というのは県の行政間の問題である。  よって上記の該当箇所 P - 5 : 早期発見等の学齢期、P - 6 : 発達支援の学齢期、P 6 : 就労支援の学齢期および成人期の就労移行支援については、関係する県教育委員会・県観光商工部雇用労政課等との調整を図り、事業計画に具体的な取り組みを入れて頂きたい。</p>	<p>当該箇所は、計画の実施にあたり、県知事部局と県教育委員会が連携体制を確立して進めていくということを記述したものです。ご意見の趣旨を踏まえ、誤解を与えないよう表現を修正します。  また、事業計画については、可能な限り具体的な取り組みを記載することとします。</p>
<p>整備計画全体に関係機関との調整を図り具体策を明記していただきたい。（明確な役割分担）</p>	<p>事業計画については、可能な限り具体的な取り組みを記載することとします。</p>
<p>県という表現がどの課や関係機関のことを指すのか、わかりにくいと考える。記述した後にカッコ書きで所属を書いてほしい。</p>	<p>可能な限り、具体的な機関名を記載します。</p>
<p>「人材育成計画」で別になるのだと思うが、その旨を明記したほうが理解しやすいのではないか。</p>	
<p>一部専門の医師が退職した経緯があり、医師の役割は大きいと感じている。また家族としては1人の先生だけの診断では、信じられないとの気持ちもありセカンドオピニオンを受けたい気持ちもあり、その時に診察できるところがない。また言語聴覚士や臨床心理士など治療や療育に携わる人材の教育も期待する。</p>	<p>人材育成については、別途「人材育成計画」を策定することとしております。</p>

<p>事業内容に充実、構築、連携ばかりで沖縄県がどれだけの見込みに対して何をどのようにしていきたいのか見えてこなくて本当に計画が実施されていくのか大きな不安を抱いてしまう。5年たっても何も進んでいない、という状況がこわい。</p>	
<p>整備計画を決定する前に、沖縄県における現状と課題、そして支援に関わる機関の役割を明確にする必要がある。手順が逆である。県議会でも議員より、「分析のないこの計画はパフォーマンスに過ぎない」という厳しい指摘があった通りである。整備委員会の資料として提示されていたアンケートも、その分析がされていない。他県との比較において数値分析を行い、課題や問題点を列挙できなければ、整備委員会での有効な議論は難しい。</p> <p>課題（ライフステージ別・分野別）を明確に提示し、それに応じて具体的な計画を立てることが最優先である。行政および県内の専門家による分析が難しければ、先進地における発達支援の専門家に委託してもよい。沖縄県における発達障害の発見率、フォロー率は著しく低く、支援対象も全国に比して少数である。ここまで支援が遅れてしまった理由を究明し、初めて発達支援整備のスタートラインにつけるのではないだろうか。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフステージ別（乳児期・幼児期・学童期・青年期・成人期）における様々な状況や統計を分析し、課題を明確に示すこと。</li> <li>(2) 分野別（医療・保健・乳幼児健診・保育・療育・教育・就労）の様々な状況や統計を分析し、課題を明確に示すこと。</li> <li>(3) 「早期発見・早期支援の遅れ」に関する現状を、県や整備委員会で分析し、課題を明確に示すこと。乳幼児健診の有所見率と特別支援教育の対象児の数値をどのように認識しているのか、説明責任を果たした上で、整備計画を立てていただきたい。そうでなければ対象児の見込みが想定できず、予算および人的・環境整備と人材育成の計画もたてられないのではないかと。</li> </ul> <p>評価については、モデルとする先進地の有識者や保護者の意見を踏まえて評価する必要がある。また、到達目標の数値化を行い、到達度をもって評価した方がよい。</p> <p>例；発達障害児の親子通園および単独通園の開催や親子教室（乳幼児健全発達支援相談事業）の開催は、何年度までに何力所開催するなど目標を明確にすること。そのための具体的計画と達成率も毎年示すこと。</p> <p>発達支援システムの地区診断とスーパーバイズを受けてはどうか。先進地には地域発達支援システムのスーパーバイズをして下さる医師（愛知県豊田市こども発達センター長で児童精神科医の高橋脩先生）がおられ、各自治体の相談を受けておられる。1で提案した分析結果によっては、県内の専門家の意見だけで決定して進めていくことに対して検討が必要だろう。以上について、ホームページ等で情報公開しながら経過を県民に知らせていただきたい。</p>	<p>この「発達障害児（者）支援体制整備計画」は、発達障害者支援法に基づき、県、市町村、関係団体等の役割を明確にし、地域における一貫した支援システムの構築を図るものです。</p> <p>本計画の内容については、事業の実施状況、社会情勢の変化等に応じて、当然、改善すべきものと考えております。このことから、計画中に、事業実施状況の評価の方法についても記載しているところです。また、支援体制整備委員会の議事内容等については、原則として公表することとします。</p>
<p>県教育委員会「沖縄県広域特別支援連携協議会」が何をしている会なのか公表してほしい。</p>	<p>県全域における障害のある子どもに対する連携支援体制整備と、地域における連携支援体制整備に関する支援や助言、所管部局・機関に対する指示伝達、県域全体への理解・啓発を行っております。（相談支援ファイルの作成活用に向けた協議、県域の支援体制に向けた協議等）、公表については協議会等において検討していきます。</p>